

住居の所有関係別にみた消費税負担に関する考察

笹川 篤史

掲載

長崎大学経済学会 発行

『経営と経済』 平成25年9月 93巻1・2号

住居の所有関係別にみた消費税負担に関する考察（要旨）

消費税の逆進性については複数の見解があるところであるが、その計測に際しては総務省の「家計調査」を利用した分析が行われているところである。「家計調査」を用いたこれまでの研究では、収入階級別に消費税の負担額を推計しその負担割合を計算する研究があり、その際に家賃等の非課税品目を控除して計算する研究がある。

一方、公表されている「家計調査」では、借家世帯と持家世帯が平均化されており、実態に比べて家賃が低くなっていると考えられる。また、持家世帯と借家世帯で家賃地代支払いの有無に伴い消費構造が異なることから、消費税負担割合が異なることが考えられる。

このため、消費税の負担割合を高所得者と低所得者との間で比較する際には、持家世帯と借家世帯を分けて比べることにより、より実態に近い比較が行えるのではないかと考えられる。これには、住居の所有関係別かつ収入階級別の集計が必要となるが、公表されている家計調査の「第3表 年間収入五分位・十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出(平成23年)」では、借家世帯及び持家世帯に区分されておらず、「第7表 住居の所有関係別1世帯当たり1か月間の収入と支出(総世帯)(平成23年)」では収入階級別に区分されていない。

このため、独立行政法人統計センターのオーダーメイド集計を利用して、平成23年の家計調査データを住居の所有関係別（借家世帯と持家世帯とを抽出）かつ収入階級別に集計を行い、家賃支出を中心に持家世帯及び借家世帯の支出構成の比較を行い、消費税の負担割合の計算を行った。

家賃地代、保険医療サービス、授業料等を非課税取引として消費出から控除し消費税負担割合を計算したところ、借家世帯では最も割合が高い3.1%に対し最も低いものが2.2%でありその差が0.9ポイントであるのに対し、持家世帯では3.7%に対し2.5%でありその差は1.2ポイントとなり、借家世帯の方が逆進性が少ないと考えられる。

また、借家・持家の平均では最も割合が高い3.4%に対し最も低いものが2.1%でありその差が1.3ポイントであるのに対し、持家世帯の年収1500万円以上の世帯の負担割合が2.1%、借家世帯の年収200万円未満の世帯の負担割合は3.1%とその差が1.0ポイントと縮小している。

先行研究と比較すると、高収入階級と低収入階級の差は、桜井(2011)が0.51ポイントと最も少ない。一方、橋本(2013)が1.3ポイントと最も大きくなっている。

上記のような違いの生じている原因の分析を行うために、消費税負担割合等の分母に何をを用いているか等について、先行研究との比較を行ったところ、消費税負担率の分母として、桜井(2011)は実収入、橋本・鈴木(2012)は勤め先収入、橋本(2013)は年間収入を用いている。家計調査において、年間収入は調査世帯の昨年1年間の年間収入を指し、実収入等は調査時点の収入であるため、収入を12倍したものと年間収入は一致しないため、どのような収入を用いるかによって結果に差異が生じる。

年間収入、実収入、経常収入、勤め先収入について、第X階級が第I階級の何倍であるかを比較すると、年間収入が6.73倍、実収入が4.71倍、経常収入が4.75倍という結果となった。このため、年間収入を分母として用いた方が第X階級と第I階級の差、すなわち逆進性が大きく推計される可能性があると考えられる。

分析の結果、家賃を非課税としていることにより、持家という資産を持たない世帯の消費税負担額が軽減されており、一定の逆進性の緩和につながっていることを改めて確認することができた。低所得世帯の方が住居の所有割合が低く、家賃地代の非課税の恩恵を受ける世帯の割合が低所得世帯の方が高いという点でも、家賃地代の非課税が、逆進性の縮小につながっていると思われる。

住居の所有関係別にみた消費税負担に関する考察

笹川 篤史

キーワード：消費税，逆進性，非課税，家賃地代，オーダーメイド集計，家計調査

1. はじめに

消費税の逆進性については複数の見解があるところであるが¹，その計測に際しては総務省の「家計調査」を利用した分析が行われているところである。「家計調査」を用いたこれまでの研究では，収入階級別に消費税の負担額を推計しその負担割合を計算する研究があり^{2 3 4}，その際に家賃等の非課税品目を控除して計算する研究⁵がある。

一方，公表されている「家計調査」では，借家世帯と持家世帯が平均化されており⁶，実態に比べて家賃が低くなっていると考えられる。また，持家世帯と借家世帯で家賃地代支払いの有無に伴い消費構造が異なることから，消費税負担割合が異なることが考えられる。

このため，消費税の負担割合を高所得者と低所得者との間で比較する際には，持家世帯と借家世帯を分けて比べることにより，より実態に近い比較が行えるのではないかと考えられる。これには，住居の所有関係別かつ収入階級別の集計が必要となるが，公表されている家計調査の「第3表 年間収入五分位・十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出(平成23年)」では，借家世帯及び持家世帯に区分されておらず，「第7表 住居の所有関係別1世帯当たり1か月間の収入と支出(総世帯)(平成23年)」では収入階級別に区分されていない。

このため，独立行政法人統計センターのオーダーメイド集計⁷を利用して，平成23年の家計調査データを住居の所有関係別（借家世帯と持家世帯とを抽出）かつ収入階級別に集計を行い，家賃支出を中心に持家世帯及び借家世帯の支出構成の比較を行い，消費税の負担割合の

¹ 消費税の逆進性に関する議論の整理については、加藤（2012）。本稿では，高収入階級の消費税負担割合が低収入階級に比べ低いことをもって「逆進性」として計測し，高収入階級と低収入階級の消費税負担割合の差をもって「逆進性の程度」として検討を行う。

² 橋本・鈴木（2012）180頁

橋本（2013）

内閣府（2011）

³ 大間知（2005）93-96頁

⁴ 他に、財務省「収入階級別の実収入に対する税負担（平成22年分）」

⁵ 桜井（2011）46-47, 55-56頁

⁶ 総務省統計局「家計調査の見方」（平成17年11月）44頁

⁷ 本稿は、統計法に基づいて、独立行政法人統計センターから「家計調査」（総務省）に関するオーダーメイド集計により提供を受けた統計成果物を基にしている。

計算を行った。

2. 家計調査年報による収入階級別にみた家賃地代支払額

(1) 消費税負担割合の計算方法

家賃地代の消費に占める割合をみるために、まず、公表されている「家計調査年報」を用いて、収入階級別にみた家賃地代支払額の消費支出等に占める割合、消費税負担額の推計を行う。以下では、年金世帯が低収入階級に含まれているとの指摘⁸及び先行研究⁹との比較のため、勤労者世帯を対象とした統計成果物を利用し、計算を行っている。また、「家計調査」の受取項目の分類として、①「実収入」（世帯主を含む世帯員全員の現金収入(税込み)を合計したもので、主として勤労や事業の対価として新たに家計へ入る収入であり、「経常収入」と「特別収入」から成る。）、②「経常収入」（家計の消費行動に大きな影響を与える定期性あるいは再現性のある）、③「勤め先収入」（世帯主を含む世帯員が、勤め先から報酬として受けた諸手当を含む一切の収入。なお、互助会の契約又は社会保障制度により受けたものは含まれない。）等があるが、「実収入」では受贈金等の特別収入が含まれ、「勤め先収入」では「事業・内職収入」が除かれるため、「経常収入」を消費税負担割合の分母として用いる。

(2) 収入階級別の家賃地代支払額

第Ⅰ階級と第Ⅹ階級を比べた場合、第Ⅹ階級の家賃地代額が低くなっている。これは、高階級の家賃割合の高さが平均した家賃地代を押し下げる要因となっていることが考えられる。

表1 収入階級別持家率

収入階級	持家率 (%)
I	30.9
II	35.9
III	40.7
IV	50.9
V	59.5
VI	60.5
VII	66.6
VIII	73.7
IX	82.0
X	83.9

出所：『家計調査年報（家計収支編）平成23年 第3表 年間収入五分位・十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出（総世帯のうち勤労者世帯）』総務省より作成。

⁸八塩・長谷川（2008）

⁹ 前掲注2

他方、総務省の「小売物価統計調査年報 平成 23 年」の「家賃（民営借家）」¹⁰の 1 か月・3.3 m²当たりの年平均が最も高い東京都区部で 8,937 円、最も低い今治で 2,954 円となっていることと比較すると、公表されている「家計調査」の家賃地代が平均のため低く算出されていることが伺える。

（２）消費税負担割合

桜井(2011)では、「非課税品目の中での階層間の税負担格差は少ないため、それを設けたことにより、低所得者の税負担がやや軽減されている」¹¹との指摘があり、このことを、消費支出から家賃地代を控除したものに 5/105 を乗じることにより消費税負担額を計算し、その經常収入に占める割合を計算することにより確認する。

第 I 階級と第 X 階級を比べた場合、經常収入に対する家賃地代の割合及び消費支出に占める家賃地代が第 I 階級の方が高い。經常収入に対する消費支出の割合が第 I 階級（80.3%）が第 X 階級（52.0%）の 1.54 倍であるのに対し、家賃地代を控除した消費支出の經常収入に対する割合は第 I 階級（67.0%）が第 X 階級（50.7%）の 1.32 倍と縮小している。このため、家賃地代が非課税となっていることが逆進性の緩和に寄与していることが考えられる。具体的には、非課税品目を考慮しない単純な消費税負担割合推計が第 I 階級（3.8%）が第 X 階級（2.5%）の 1.54 倍であるのに対し、非課税品目（家賃地代及び保険医療サービス）を考慮した消費税負担割合推計が第 I 階級（3.1%）が第 X 階級（2.4%）の 1.32 倍とその差が縮小している。

表 2 収入階級別家賃地代支払額

(単位：人、円)

	世帯人員	經常収入	消費支出	家賃地代	保健医療サービス
I 0 ～ 2,620,000	1.58	186,951	150,060	24,753	2,172
II 2,620,000 ～ 3,500,000	1.99	272,293	180,519	22,887	3,532
III 3,500,000 ～ 4,150,000	2.37	307,990	210,164	24,655	4,014
IV 4,150,000 ～ 4,820,000	2.68	353,285	236,133	21,774	4,255
V 4,820,000 ～ 5,550,000	2.93	394,992	250,569	17,200	4,485
VI 5,550,000 ～ 6,260,000	2.97	430,974	272,157	18,790	4,482
VII 6,260,000 ～ 7,170,000	3.20	494,450	297,780	15,885	5,025
VIII 7,170,000 ～ 8,270,000	3.32	565,892	329,648	14,602	6,102
IX 8,270,000 ～ 10,120,000	3.38	661,084	371,446	10,722	6,154
X 10,120,000 ～	3.52	887,182	461,517	11,747	8,161

出所：『家計調査年報（家計収支編）平成 23 年 第 3 表 年間収入五分位・十分位階級別 1 世帯当

¹⁰ 県庁所在市及び人口 15 万以上の市対象。

¹¹ 桜井(2011)46 頁。

たり1か月間の収入と支出（総世帯のうち勤労者世帯）』総務省より作成。

表3 収入階級別消費税負担割合

	消費支出 /経常収 入	(消費支 出-家賃 地代)/経 常収入	家賃地 代/経常 収入	家賃地 代/消費 支出	単純な 消費税 負担額	非課税品目 を考慮した 消費税負担 額	単純な消 費税負担 割合	非課税品 目を考慮 した消費 税負担割 合	(参考) 教育
I	80.3%	67.0%	13.2%	16.5%	7,146	5,864	3.8%	3.1%	2,175
II	66.3%	57.9%	8.4%	12.7%	8,596	7,338	3.2%	2.7%	4,175
III	68.2%	60.2%	8.0%	11.7%	10,008	8,643	3.2%	2.8%	4,877
IV	66.8%	60.7%	6.2%	9.2%	11,244	10,005	3.2%	2.8%	7,906
V	63.4%	59.1%	4.4%	6.9%	11,932	10,899	3.0%	2.8%	9,921
VI	63.1%	58.8%	4.4%	6.9%	12,960	11,852	3.0%	2.7%	12,409
VII	60.2%	57.0%	3.2%	5.3%	14,180	13,184	2.9%	2.7%	18,041
VIII	58.3%	55.7%	2.6%	4.4%	15,698	14,712	2.8%	2.6%	21,336
IX	56.2%	54.6%	1.6%	2.9%	17,688	16,884	2.7%	2.6%	24,920
X	52.0%	50.7%	1.3%	2.5%	21,977	21,029	2.5%	2.4%	31,982

出所：『家計調査年報（家計収支編）平成23年 第3表 年間収入五分位・十分位階級別1世帯当
たり1か月間の収入と支出（総世帯のうち勤労者世帯）』総務省より作成。

(注)『家計調査年報（家計収支編）平成23年 第3表 年間収入五分位・十分位階級別1世帯当
たり1か月間の収入と支出（総世帯のうち勤労者世帯）』における「教育」には学習塾、予備
校の課税対象品目が含まれるため、上記の表では非課税品目として控除していない。

3. 持家世帯と借家の支出内訳の比較

民営借家世帯の方が経常収入に対する消費支出の割合が高いが、消費支出から家賃地代を控除し
た場合、持家世帯の方が高くなる。このため、仮に家賃地代が課税取引となっていた場合、消
費税負担割合は民営借家世帯区の方が高くなるが、実際には家賃地代が非課税のため、持
家世帯の方が高くなると思われる。

表4 住居の所有関係別消費税負担額及び負担率（勤労者世帯）

	持家	民営借家
経常収入	508,523	359,491
消費支出	302,542	240,175
家賃地代	605	56,339
消費支出/経常収入	59.5%	66.8%

(消費支出-家賃地代) / 経常収入	59.4%	51.1%
--------------------	-------	-------

出所:家計調査年報 2011「第7表 住居の所有関係別1世帯当たり1か月間の収入と支出(総世帯)」の「うち勤労者世帯」より作成。

4. 統計成果物の特徴

今回のオーダーメイド集計を利用した集計結果(以下、「統計成果物」という。)は、公表されている「家計調査年報」と比べて以下の差異があることに留意が必要である。

(1) 対象者

家計調査年報は単身世帯も含めて集計の対象としているものがあるが、統計成果物では二人以上の世帯をのみが集計の対象となっている。

(2) 収入階級の区分

「家計調査年報」では年間収入について5分位及び10分位となっているのに対し、統計成果物では①200万円未満、②200万円以上250万円未満、③250万円以上300万円未満、④300万円以上350万円未満、⑤350万円以上400万円未満、⑥400万円以上450万円未満、⑦450万円以上500万円未満、⑧500万円以上550万円未満、⑨550万円以上600万円未満、⑩600万円以上650万円未満、⑪650万円以上700万円未満、⑫700万円以上750万円未満、⑬750万円以上800万円未満、⑭800万円以上900万円未満、⑮900万円以上1000万円未満、⑯1000万円以上1250万円未満、⑰1250万円以上1500万円未満、⑱1500万円以上に区分されている。

(3) 集計世帯数

住居の所有関係の区別及び収入階級の細分化のために、集計世帯数が少ない階級もみられる。「集計世帯数」の結果数値が1又は2の場合調整集計世帯数及び用途分類による1世帯当たり1か月間の収入金額、支出金額は秘匿され「X」表章となる¹²。他にも持家世帯の家賃地代のように金額が入らないものは「-」表章となり、以下では「-」として表記している。

(4) 教育費の細分化

「家計調査年報」に表章されている「教育」には「補習教育」(「学校教育法に定める学校の主要科目の補習に必要なサービスに関するもの。ピアノ教室、英会話学校などの教養的、実用的なものは除く。3歳以上の幼児の補習教育も含む。冷暖房費も含む。」¹³)といった課税取引が含まれているため、「授業料等」(「原則として、学校教育法に定める学校で受ける教育に必要なサービスに関するもの。3歳以上の幼児に関する保育所費用、通信教育の費用、学校で行う臨海・林間学校の費用も含む。))を非課税取引として抽出した。

(5) 住居関係

¹² 家計調査における「オーダーメイド集計」を行う際の仕様について

http://www.nstac.go.jp/services/2ji/kakei_shiyou.pdf(平成25年3月24日アクセス)

¹³ 家計調査 収支項目分類及びその内容例示(平成22年1月改定)

家計調査年報では、住居は、その所有関係から「持ち家」、「民営借家」、「公営借家」、「給与住宅」と区分され、そのうち「民営借家」＝「民営の賃貸住宅（設備専用）」とされ、「民営の賃貸住宅（設備共用）」、「借間」は、総数¹⁴に含めて表章されている。

一方、統計成果物は「持ち家」、「持ち家以外（民営の賃貸住宅（設備共用）、借間を含む）」に区分して集計を行っており、以下では「持家世帯」、「借家世帯」と表記する。

5. 借家世帯及び持家世帯の消費構造の比較

統計成果物では各月別に集計されるため、1月から12月までを合算し、12で除し、単純平均による1月当たりの支出額を計算した。借家世帯と持家世帯の比較のため、各支出の経常収入に対する割合を比べたところ、借家世帯の方が消費支出の割合が概ね各階級において高い一方、食料の経常収入に対する割合は持家世帯の方が低いという結果となった。

表5 借家世帯及び持家世帯の平均支出構造

(単位：世帯、円)

	集計 世帯 数	調整集 計世帯 数	1_1 経常 収入	1_1 消費 支出	1_1_1 食 料	1_1_2_1 家賃地代	1_1_6_4 保健医 療サー ビス	1_1_8_1 授業料 等
平均	4,006	368,099	502,324	308,838	68,420	14,907	5,762	13,885
200万円 未満	49	3,601	152,076	118,245	38,051	15,882	1,200	2,341
200万円 以上 250 万円未満	96	8,093	229,051	198,792	49,709	23,169	4,452	8,008
250万円 以上 300 万円未満	137	10,899	247,648	196,788	46,827	22,859	5,166	5,086
300万円 以上 350 万円未満	193	16,313	276,410	215,417	54,473	19,284	4,499	7,517
350万円 以上 400 万円未満	240	21,995	310,465	231,192	56,021	18,676	5,706	6,060
400万円 以上 450 万円未満	286	26,105	341,153	241,692	59,039	18,922	5,107	9,371

¹⁴総数には、「民営の賃貸住宅（設備共用）」、「借間」を含めているため、「持ち家」、「民営借家」、「公営借家」及び「給与住宅」の合計数が総数に一致しない。

450 万円 以上 500 万円未満	309	27,935	369,158	246,568	58,746	18,871	4,758	7,238
500 万円 以上 550 万円未満	309	27,954	400,253	265,259	62,046	14,401	5,216	10,177
550 万円 以上 600 万円未満	289	27,611	432,785	282,470	64,286	16,864	5,107	10,916
600 万円 以上 650 万円未満	286	27,414	451,004	286,397	65,077	15,887	4,605	12,553
650 万円 以上 700 万円未満	247	22,785	494,147	313,736	69,646	13,956	5,315	18,627
700 万円 以上 750 万円未満	227	22,105	533,657	317,936	72,565	10,424	6,242	13,782
750 万円 以上 800 万円未満	220	20,402	547,342	338,576	74,498	12,354	6,112	19,982
800 万円 以上 900 万円未満	333	30,253	617,043	363,778	78,981	10,539	6,392	18,173
900 万円 以上 1000 万 円未満	247	23,822	684,225	390,956	81,371	10,823	6,794	19,495
1000 万 円以上 1250 万 円未満	302	28,866	782,230	429,866	84,942	10,904	7,061	23,381
1250 万 円以上 1500 万 円未満	132	11,957	901,242	465,420	89,485	12,596	8,001	28,160
1500 万 円以上	104	9,987	1,132,905	531,592	98,864	9,987	11,515	19,531

出所：統計成果物より作成。

表6 借家世帯の支出構造

(単位：世帯，円)

	集計 世帯 数	調整集 計世帯 数	1_1 経常 収入	1_1 消費 支出	1_1_1 食 料	1_1_2_1 家賃地代	1_1_6_4 保健医 療サー ビス	1_1_8_1 授業料 等
平均	1,285	107,869	431,195	289,952	60,716	49,296	4,846	10,635
200万円未 満	33	2,371	145,979	120,680	36,478	23,937	948	1,968
200万円以 上250万 円未満	58	4,429	223,965	197,826	44,445	41,530	2,900	8,904
250万円以 上300万 円未満	80	6,011	238,933	198,485	42,730	40,437	3,569	7,053
300万円以 上350万 円未満	92	7,635	286,811	220,097	52,447	40,998	3,485	3,169
350万円以 上400万 円未満	115	9,347	296,767	230,945	54,446	43,450	4,130	6,028
400万円以 上450万 円未満	119	9,717	336,751	244,255	53,712	50,311	4,887	9,424
450万円以 上500万 円未満	124	10,948	364,257	257,306	55,293	47,304	3,764	6,138
500万円以 上550万 円未満	103	7,985	402,135	279,563	59,205	50,172	3,779	9,718
550万円以 上600万 円未満	98	9,228	430,307	284,440	58,433	49,204	4,611	13,811
600万円以 上650万 円未満	90	7,746	449,906	306,116	64,611	55,225	4,849	11,908

650万円以上 700万円未満	72	6,041	482,149	326,397	66,258	51,996	6,551	15,657
700万円以上 750万円未満	54	4,979	531,388	332,303	72,762	43,767	6,091	10,626
750万円以上 800万円未満	57	4,935	542,195	341,426	72,217	49,487	4,640	12,877
800万円以上 900万円未満	67	5,306	624,127	408,483	73,907	56,006	9,246	12,290
900万円以上 1000万円未満	47	3,947	721,835	422,002	74,966	60,431	7,968	19,849
1000万円以上 1250万円未満	43	3,996	793,399	474,714	86,370	72,774	5,362	29,347
1250万円以上 1500万円未満	20	1,926	879,915	481,528	90,306	67,383	7,507	15,767
1500万円以上	14	1,322	1,209,379	576,226	108,018	69,665	13,254	27,340

出所：統計成果物より作成。

表7 持家世帯の支出構造

(単位：世帯、円)

	集計 世帯 数	調整集 計世帯 数	1_1 経常 収入	1_1 消費 支出	1_1_1 食 料	1_1_2_1 家賃地代	1_1_6_4 保健医 療サー ビス	1_1_8_1 授業料 等
平均	2,721	260,230	531,582	316,681	71,613	651	6,142	15,240
200万円未 満	16	1,230	166,057	115,198	40,965	-	1,698	3,046
200万円以 上 250万 円未満	38	3,664	236,968	199,355	55,948	-	6,539	7,430

250 万円以上 300 万円未満	57	4,888	258,777	194,318	51,734	-	6,738	2,929
300 万円以上 350 万円未満	100	8,678	266,872	210,535	56,100	-	5,373	10,774
350 万円以上 400 万円未満	125	12,648	321,110	231,449	57,212	336	6,876	6,070
400 万円以上 450 万円未満	167	16,388	343,865	240,704	62,256	-	5,257	9,483
450 万円以上 500 万円未満	185	16,987	371,701	239,052	60,768	378	5,389	7,964
500 万円以上 550 万円未満	206	19,969	400,035	260,006	63,269	-	5,811	10,356
550 万円以上 600 万円未満	190	18,384	433,187	282,227	67,370	604	5,368	9,718
600 万円以上 650 万円未満	196	19,668	451,214	278,738	65,200	384	4,494	12,771
650 万円以上 700 万円未満	175	16,744	498,020	308,934	70,917	-	4,887	19,638
700 万円以上 750 万円未満	174	17,126	534,057	313,506	72,686	617	6,288	14,725
750 万円以上 800 万円未満	163	15,467	549,105	337,405	75,130	566	6,571	22,206
800 万円以上 900 万円未満	266	24,947	615,455	354,394	80,063	845	5,808	19,500
900 万円以上 1000 万円	200	19,875	677,385	385,580	82,552	840	6,521	19,503

円未満								
1000万円 以上1250 万円未満	259	24,871	780,680	423,384	84,816	1,036	7,319	22,454
1250万円 以上1500 万円未満	112	10,032	904,859	462,412	89,325	2,098	8,062	30,710
1500万円 以上	90	8,665	1,115,824	524,896	97,643	918	11,400	18,396

出所：統計成果物より作成。

次に、経常収入に対する各項目の支出割合を比較するために、経常収入に対する消費支出、食糧、保険医療、授業料の割合を計算し、借家世帯と持家世帯との差を計算する。家賃支出のため、各階級とも経常収入に対する消費支出の割合が借家世帯の方が高くなっているが、200万円未満及び800万円以上900万円未満の世帯では特にその差が大きくなっている。

表8 経常収入に対する各支出割合に関する借家世帯と持家世帯との比較

借家世帯－持家世帯	消費支出/ 経常収入	食料/経 常収入	保険医療/ 経常収入	授業料等/経 常収入
平均	7.7%	0.6%	0.0%	-0.4%
200万円未満	13.3%	0.3%	-0.4%	-0.5%
200万円以上250万円未満	4.2%	-3.8%	-1.5%	0.8%
250万円以上300万円未満	8.0%	-2.1%	-1.1%	1.8%
300万円以上350万円未満	-2.2%	-2.7%	-0.8%	-2.9%
350万円以上400万円未満	5.7%	0.5%	-0.7%	0.1%
400万円以上450万円未満	2.5%	-2.2%	-0.1%	0.0%
450万円以上500万円未満	6.3%	-1.2%	-0.4%	-0.5%
500万円以上550万円未満	4.5%	-1.1%	-0.5%	-0.2%
550万円以上600万円未満	1.0%	-2.0%	-0.2%	1.0%
600万円以上650万円未満	6.3%	-0.1%	0.1%	-0.2%
650万円以上700万円未満	5.7%	-0.5%	0.4%	-0.7%
700万円以上750万円未満	3.8%	0.1%	0.0%	-0.8%
750万円以上800万円未満	1.5%	-0.4%	-0.3%	-1.7%
800万円以上900万円未満	7.9%	-1.2%	0.5%	-1.2%
900万円以上1000万円未満	1.5%	-1.8%	0.1%	-0.1%

1000万円以上 1250万円未満	5.6%	0.0%	-0.3%	0.8%
1250万円以上 1500万円未満	3.6%	0.4%	0.0%	-1.6%
1500万円以上	0.6%	0.2%	0.1%	0.6%

出所：統計成果物より作成。

(注) 経常収入に対する消費支出，食糧，保険医療，授業料の割合について，借家世帯と持家世帯との差を計算。

6. 住居の所有関係別にみた消費税負担割合

家賃地代，保険医療サービス，授業料等を非課税取引として消費出から控除し消費税負担割合を計算したところ，以下の点が読み取れる。

- (1) 借家世帯では最も割合が高い 3.07%に対し最も低いものが 1.83%でありその差が 1.24 ポイントであるのに対し，持家世帯では 3.73%に対し 2.11%でありその差は 1.61 ポイントとなり，借家世帯の中における比較の方が逆進性が少なくなっている。
- (2) 借家・持家の平均では最も割合が高い 3.39%に対し最も低いものが 2.06%でありその差が 1.33 ポイントであるのに対し，持家世帯の年収 1500 万円以上の世帯の負担割合が 2.11%，借家世帯の年収 200 万円未満の世帯の負担割合は 3.06%とその差が 0.95 ポイントにまで縮小することになる。
- (3) いずれの階級においても，借家世帯の方が持家世帯に比べ消費税負担割合が低くなっている。

なお、各階級とも借家世帯の方が消費税負担割合は低くなっているが，200 万円未満及び 800 万円以上 900 万円未満の世帯では縮小幅が低くなっている。これは、200 万円未満及び 800 万円以上 900 万円未満の世帯では借家世帯の経常収入に占める消費支出の割合自体が持家世帯に比べて高くなっていることに起因していると思われる。（表 8 参照）

表 9 住居の所有関係物にみた消費税負担割合

年間収入階級	借家・持家平均	借家世帯	持家世帯	借家・持家平均 と借家世帯の 差
平均	2.60%	2.49%	2.65%	0.11%
200万円未満	3.09%	3.06%	3.17%	0.03%
200万円以上 250万円未満	3.39%	3.07%	3.73%	0.32%
250万円以上 300万円未満	3.15%	2.94%	3.40%	0.21%
300万円以上 350万円未満	3.17%	2.86%	3.47%	0.31%
350万円以上 400万円未満	3.08%	2.85%	3.24%	0.23%
400万円以上 450万円未満	2.91%	2.54%	3.13%	0.37%
450万円以上 500万円未満	2.78%	2.62%	2.89%	0.17%

500万円以上 550万円未満	2.80%	2.56%	2.90%	0.24%
550万円以上 600万円未満	2.75%	2.40%	2.94%	0.35%
600万円以上 650万円未満	2.68%	2.48%	2.76%	0.20%
650万円以上 700万円未満	2.66%	2.49%	2.72%	0.17%
700万円以上 750万円未満	2.57%	2.44%	2.61%	0.13%
750万円以上 800万円未満	2.61%	2.41%	2.68%	0.20%
800万円以上 900万円未満	2.54%	2.52%	2.55%	0.01%
900万円以上 1000万円未満	2.46%	2.20%	2.53%	0.26%
1000万円以上 1250万円未満	2.37%	2.20%	2.40%	0.16%
1250万円以上 1500万円未満	2.20%	2.12%	2.23%	0.09%
1500万円以上	2.06%	1.83%	2.11%	0.23%

出所：統計成果物より作成。

7. 「家計調査年報」を用いた先行研究との比較

(1) 先行研究との比較

高収入階級と低収入階級の差は、桜井(2011)が0.51ポイントと最も少ない。一方、橋本(2013)が1.3ポイントと最も大きくなっている。

表10 先行研究における消費税負担割合との比較

	桜井 (2011)	橋本・鈴木 (2012)	橋本 (2013)	本稿(借家・持家 平均)	本稿(借家)	本稿(持家)
I	0.0270	4.0%	3.2%	3.3%	3.1%	3.6%
II	(2.70%)	3.4%	2.7%	3.2%	2.9%	3.4%
III	0.0274	3.5%	2.4%	3.1%	2.8%	3.2%
IV	(2.74%)	3.3%	2.5%	2.8%	2.6%	3.0%
V	0.0252	3.3%	2.4%	2.8%	2.6%	2.9%
VI	(2.52%)	3.1%	2.1%	2.7%	2.4%	2.9%
VII	0.0243	3.0%	2.1%	2.7%	2.5%	2.7%
VIII	(2.43%)	2.9%	2.0%	2.6%	2.4%	2.6%
IX	0.0219	2.9%	1.9%	2.5%	2.4%	2.5%
X	(2.19%)	2.6%	1.6%	2.2%	2.1%	2.3%
I-X	0.0051 (0.51%)	1.1%	1.3%	0.8%	0.7%	1.1%

出所：桜井(2011)，橋本・鈴木(2012)，橋本(2013)，統計成果物より作成。

(注) 桜井(2011)は%表示ではないため、括弧書きで%表示を追加。

(2) 違いの生じている原因の分析

上記のような違いの生じている原因の分析を行うために、消費税負担割合等の分母に何をを用いているか等について、先行研究との比較を行う。消費税負担率の分母となる収入については、「家計調査年報」では複数の収入が表章されている。消費税負担率の分母として、桜井（2011）は実収入、橋本・鈴木（2012）は勤め先収入、橋本（2013）は年間収入を用いている。家計調査において、年間収入は調査世帯の昨年1年間の年間収入を指し、実収入等は調査時点の収入であるため、収入を12倍したものと年間収入は一致しない¹⁵ため、どのような収入を用いるかによって結果に差異が生じる。

表 1 1 分母等の比較

	桜井 (2011)	橋本・鈴木 (2012)	橋本 (2013)	本稿
対象年	2009	2007	2010	2011
対象世帯	勤労者世帯	勤労者世帯	勤労者世帯	勤労者世帯
単身世帯	含む	含む	含む	含まない
分母	実収入	勤め先収入	年間収入	経常収入
非課税取引としての控除対象	住居, 保険医療, 教育	無	住居, 保険医療, 教育	住居, 保険医療, 授業料等
贈与金等の調整	無	無	有	無

出所：桜井(2011), 橋本・鈴木 (2012), 橋本 (2013), 統計成果物より作成。

年間収入, 実収入, 経常収入, 勤め先収入について、第X階級が第I階級の何倍であるかを比較すると、年間収入が6.73倍, 実収入が4.71倍, 経常収入が4.75倍という結果となった。このため、年間収入を分母として用いた方が第X階級と第I階級の差、すなわち逆進性が大きく推計される可能性があると考えられる。

表 1 2 各種収入の比較

	第 I 階級	第 X 階級	第 X 階級/第 I 階級
年間収入(万円)	195	1,312	6.73
実収入(円)	190,805	898,428	4.71
経常収入(円)	186,951	887,182	4.75
勤め先収入(円)	168,731	854,902	5.07

出所：『家計調査年報（家計収支編）平成23年 第3表 年間収入五分位・十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出（総世帯のうち勤労者世帯）』総務省より作成。

¹⁵ 『家計調査 用語の解説』「9 年間収入階級と五分位, 十分位階級」

8. 結論

本稿では、オーダーメイド集計を利用して消費税負担割合を分析し、先行研究との比較を検討してきた。本稿で得られた結果は次のようにまとめることができる。

第 1 に、借家世帯の中における比較の方が逆進性の程度が少なくなっていることがあきらかになった。

第 2 に、借家・持家の全体で消費税負担割合を比較するのに対し、持家世帯の高階級と賃者世帯の低階級を比べれば逆進性の程度が縮小することがあきらかになった。

第 3 に、年間収入、実収入、経常収入、勤め先収入について、第Ⅹ階級が第Ⅰ階級の何倍であるかを比較すると、年間収入が 6.73 倍、実収入が 4.71 倍、経常収入が 4.75 倍という結果となった。このため、年間収入を分母として用いた方が第Ⅹ階級と第Ⅰ階級の差、すなわち逆進性が大きく推計される可能性があることがあきらかになった。

また、こうした分析の中で、家賃を非課税としていることにより、持家という資産を持たない世帯の消費税負担額が軽減されており、一定の逆進性の緩和につながっていることを改めて確認することができた。低所得世帯の方が住居の所有割合が低く、家賃地代の非課税の恩恵を受ける世帯の割合が低所得世帯の方が高いという点でも、家賃地代の非課税が、逆進性の縮小につながっていると思われる。

なお、今後の消費税率の引き上げに伴う逆進性を分析する研究も増えると思われるが、分母である収入に何を用いるかによって、逆進性がより大きな結果となる場合があることを踏まえると、分母として何を用いるかについても十分留意する必要があると考えられる。

補遺

1. 委託仕様書の概要

統計調査名	使用するデータ名	使用する年次
家計調査	家計収支編(用途分類)	平成 23 年

表番号	表頭	表側	欄外	集計対象
	項目名	項目名	項目名	対象
表題	住居の所有関係、年間収入階級、用途分類別 1 世帯当たり 1 か月間の支出（二人以上の世帯の平均及び無職を除く勤労者以外の世帯）			
第 1 表	年間収入階級	用途分類_全ての世帯*	調査月(年月)	集計世帯数、調整集計世帯数及び 1 世帯当たりの平均値（二人以上の世帯の平均及び無職を除く勤労者以外の世帯）
			世帯区分*	
			住居の所有関係*	
表題	住居の所有関係、年間収入階級、用途分類別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出（二人以上の世帯のうち勤労者世帯及び無職世帯）			

第2表	年間収入階級	用途分類_勤労者世帯 及び無職世帯*	調査月(年月)	集計世帯数、調整集計世帯 数及び1世帯当たりの平均 値(二人以上の世帯のうち 勤労者世帯及び無職世帯)
			世帯区分**	
			住居の所有関係*	

- ・「用途分類_全ての世帯*」は、「1_1 消費支出」、「1_1_1 食料」、「1_1_2_1 家賃地代」、「1_1_6_4 保健医療サービス」及び「1_1_8_1 授業料等」を表章する。
- ・「用途分類_勤労者世帯及び無職世帯*」は、「1_1 経常収入」、「1_1_1 勤め先収入」、「1_1 消費支出」、「1_1_1 食料」、「1_1_2_1 家賃地代」、「1_1_6_4 保健医療サービス」及び「1_1_8_1 授業料等」を表章する。
- ・「住居の所有関係*」は、別添のとおり表章する。
- ・「世帯区分*」は、「二人以上の世帯の平均」及び「無職を除く勤労者以外の世帯」を表章する。
- ・「世帯区分**」は、「勤労者世帯」及び「無職世帯」を表章する。

		(別添)
「住居の所有関係*」の表章について		
(住居の所有関係)		(住居の所有関係*)
平均		平均
持ち家		持ち家
一戸建		一戸建
共同住宅	→	共同住宅・長屋建・その他
長屋建・その他	→	
持ち家以外		持ち家以外(民営の賃貸住宅(設備共用)、借間を含む)
民営の賃貸住宅(設備専用)	→	民営借家(民営の賃貸住宅(設備専用))
民営の賃貸住宅(設備共用)	→	公営借家(公営及び都市再生機構・公社等の賃貸住宅)
公営の賃貸住宅	→	給与住宅
都市再生機構・公社等の賃貸住宅	→	
給与住宅		
借間		

2. 10分位階級への統合

家計調査年報が年間収入により10分位階級となっているのに対し、統計成果物は18に区分されている。このため、表○の作成に際しては、家計調査年報(2011)の第3表 年間収入五分位・十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出(総世帯のうち勤労者世帯)を参考に調整世帯数により加重平均を算出し、計算を行った。

家計調査年報		統計成果物		
I	¥ ~ 2,620,000	200万円未満	200万円以上 250万円未満	

II	¥	2,620,000	～	3,500,000	250万円以上 300万円未満	300万円以上 350万円未満	
III	¥	3,500,000	～	4,150,000	350万円以上 400万円未満		
IV	¥	4,150,000	～	4,820,000	400万円以上 450万円未満	450万円以上 500万円未満	
V	¥	4,820,000	～	5,550,000	500万円以上 550万円未満		
VI	¥	5,550,000	～	6,260,000	550万円以上 600万円未満		
VII	¥	6,260,000	～	7,170,000	600万円以上 650万円未満	650万円以上 700万円未満	
VIII	¥	7,170,000	～	8,270,000	700万円以上 750万円未満	750万円以上 800万円未満	
IX	¥	8,270,000	～	10,120,000	800万円以上 900万円未満	900万円以上 1000万円未満	
X	¥	10,120,000	～		1000万円以上 1250万円未満	1250万円以上 1500万円未満	1500万円以上

(付記)

本稿は長崎大学経済学部新任教員支援経費による研究成果の一部である。支援に深く感謝したい。

委託仕様書の作成に際して、独立行政法人統計センター製表部統計作成支援課利用審査担当の方々のご協力いただいた。深く感謝したい。

参考文献

- 大間知啓輔(2005)『消費税の経済学』法律文化社
- 加藤慶一(2012)「消費税の逆進性とその緩和策—消費税をめぐる論点①—」調査と情報 -Issue Brief- NUMBER 749(2012. 4. 17)
- 桜井良治(2011)『消費税は弱者にやさしい! 「逆進性」という虚構の正体』言視舎
- 橋本恭之・鈴木善充(2012)「消費税改革の課題」『租税政策論』清文社
- 橋本恭之(2013)「逆進性対策の再検討」『税研』167 vol. 28/no. 5
- 内閣府「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」(平成23年5月30日)
- 八塩裕之・長谷川裕一(2008)「わが国家計の消費税負担の実態について」ESRI Discussion Paper Series No. 196 内閣府経済社会総合研究所

財務省「収入階級別の実収入に対する税負担（平成 22 年分）」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/105.htm(平成 25 年 3 月 24 日
アクセス)